

～ 復興事業計画の『変更申請』に係る手続きについて ～

既に認定を受けた復興事業計画について、その内容に変更が生じる場合、変更申請が必要となる場合があります。変更申請の受付は、次のとおり実施しますので、お知らせします。

1 変更申請が必要となる内容変更

変更申請が必要な事由は、次のとおりです。

- ①認定されたグループへ新たな構成員が加入する場合
- ②認定されたグループから構成員が脱退する場合
- ③復旧整備等を実施する施設・設備の新たな追加がある場合（※削除の場合は不要）
- ④認定された復興事業計画への追加や一部中止など、計画に影響する変更が生じる場合

2 変更申請の手続き

(1) 受付期間

変更申請の受付は、復興事業計画の公募と併せて行います。（※県が別途指示する場合を除く。）

なお、公募の実施及びその提出期限については、県庁ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

(2) 変更申請の手順

復興事業計画は、グループの代表者が申請を行いますので、変更申請についても同様にグループの代表者が行います。

したがって、変更申請が必要な事由が生じた事業者の方は、まずは、グループ代表者へご相談ください。

●変更申請書提出までの流れ

①変更事由が生じた構成員や加入を検討している事業者からグループ代表者へ変更申請に係る協議を行い、グループ内での意思決定を行う。



②事業者は、変更内容に合わせて事業者別復興事業計画書（別紙 2）を作成し、必要な添付書類を添えてグループ代表者へ提出する。



③グループ代表者は、変更された別紙 2 を基に、復興事業計画書（別紙 1）及び変更認定申請書（様式第 1-2 号）を作成し、添付書類を添えて、受付センターへ 2 部提出する。

(3) 変更申請に必要な書類

変更申請は、復興事業計画変更認定申請書（様式第 1-2 号）により行ってください。提出書類は、申請書本体とグループ代表者が作成する「別紙 1」、各構成員が作成する「別紙 2」となります。また、添付書類については、二次公募用のチェックリストを参照してください。

※添付書類については、既に提出している書類の再提出は必要ありません。

※一次公募で認定を受けたグループについては、新規申請時の様式と異なりますが、変更申請は二次公募用の新様式で行ってください。記載項目が若干異なりますが、記載する部分はグループの名称や事業者名、変更に係る部分のみで構いません。

(例) 変更申請の書き方等

●既に構成員となっている事業者に、新たな施設（修繕）の追加がある場合

※共同事業の変更はないケース

★《変更が生じた事業者》

- 新様式『別紙 2』の「1 事業者の概要」は、特に変更事項がなければ、事業者名のみを記載
- 新様式『別紙 2』の「2 熊本地震による被害状況及び復旧整備の内容」の「(1) 施設」は、その追加する施設を記載。「記号 (A→Z)」欄は、新規申請で振り付けている記号の続きから記載
- 見積書の提出は、二次公募から認定申請段階では不要となったため、添付の必要はない
- 各種の合計欄は、今回追加する施設の額の合計を記載（既に申請している施設等の額を合算する必要はない）
- 他に変更点があれば、『別紙 2』の記載は完了。添付書類を添えて、グループ代表者へ提出

※このケースの添付書類は、追加施設に係る①建物登記（現在事項証明）、②固定資産台帳、③罹災証明書、④被災状況が分かる写真

★《グループ代表者》

- 新様式『別紙 1』の「1-1(1)グループの名称」は、その名称を記載
- 「1-2 グループの構成員」は、施設の追加に伴い、その被害額に変更があれば、その構成員についてのみ記載
- 「2-1(2) (略) 各グループ構成員の参画内容」は、施設の追加に伴い、その参加事業等に変更があれば、その構成員についてのみ記載
- 「3 施設・設備等の復旧整備等の内容（グループ全体）」は、その施設を追加する事業者についてのみ記載。今回追加する施設の額の合計を記載し、既に申請している施設等の額を合算する必要はない。

★《グループ代表者》

- 『様式第 1-2 号』を作成。添付書類を添えて、受付センターへ 2 部提出